

新型コロナウイルス感染症に関する特別警戒期間の再延長について

学生の皆さんへ

愛媛県においては、国の緊急事態宣言の延長を受け、「特別警戒期間」が当面、3月7日（日）まで再延長されました。

2月は、後期試験や国家試験が終わり、皆さんが一息つく時期を迎えることと思いますが、少しの油断や気の緩みが、感染に繋がります。

「3密の回避」「手洗いの励行」「マスクの着用」など、基本的な感染回避行動がおろそかにならないよう、今後も気を引き締めて行動していただくとともに、引き続き、皆さんに、学外における活動について一層の感染回避行動の徹底を強く要請します。

また、学内においても「黙食」の徹底をお願いします。

学外活動における感染回避行動規範（令和3年1月9日学長通知）

- 友人との会食（飲み会）については自粛すること。
- 緊急事態宣言対象地域への移動は原則禁止。それ以外の県をまたぐ移動も、やむを得ない場合を除き自粛すること。
- アルバイトについては、他者との接触の機会が多い業務など感染リスクの高いものは自粛すること。それ以外のものも体調不良時には従事しないこと。
（臨地実習にかかわるアルバイトについては、1月19日に通知した「臨地実習にかかわる学生アルバイトに関する基本方針」に従うこと。）

令和3年2月5日 危機管理委員会